

## 令和7年1・2月に実施した定期監査等の結果及び 指摘事項に対する改善措置状況を公表しました

以下の通り、令和7年1月・2月に実施した定期監査等の結果及び指摘事項に対する改善措置状況を公表しました。

### 1 内容

#### (1)定期監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

財政局税務部南区市税事務所ほかの部署において、令和6年4月1日から令和6年11月30日までに執行された収入事務及び支出事務等

② 監査の期間

令和7年1月6日から令和7年2月28日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

#### (2)財政援助団体監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

宗団法人岡山神社ほか1団体における令和5年度の岡山市からの補助金に係る出納その他の事務

② 監査の期間

令和7年1月6日から令和7年2月28日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

#### (3)出資団体監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

一般社団法人岡山市老人クラブ連合会における令和5年度の出納その他の事務

② 監査の期間

令和7年1月6日から令和7年2月28日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

#### (4) 公の施設の指定管理者監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

北長瀬未来ふれあいパートナーズ(北長瀬未来ふれあい総合公園)における令和5年度の公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務

② 監査の期間

令和7年1月6日から令和7年2月28日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

#### (5) 随時監査(財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の監査)の結果について

① 監査の対象及び範囲

教育委員会事務局生涯学習部文化財課ほか4課の令和5年度における所管課業務

② 監査の期間

令和7年1月6日から令和7年2月28日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

#### (6) 指摘事項に対する改善措置状況について

① 令和6年11, 12月実施定期監査分(岡山っ子育成局保育・幼児教育部就園管理課)

**【問い合わせ先】**

岡山市 監査事務局 吉川・多田 直通086-803-1552 内線4564・4565

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二郎  
同 岡部宗茂  
同 藤原哲之  
同 福吉智徳

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和7年1、2月実施定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

財政局	税務部	南区市税事務所
市民協働局	市民協働部	市民協働企画総務課 SDGs・ESD推進課
南区役所		総務・地域振興課 市民保険年金課 農林水産振興課 地域整備課 灘崎支所 妹尾地域センター 福田地域センター 興除地域センター 藤田地域センター 児島地域センター 福浜地域センター
都市整備局	都市・交通部 道路部	市街地整備課 道路計画課 道路港湾管理課 西部幹線道路建設課
南区選挙管理委員会		南区選挙管理委員会事務局

前記の課等において、令和6年4月1日から令和6年11月30日までに執行された収入事務及び支出事務等

## 2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和7年1月6日から令和7年2月28日まで

## 3 監査の着眼点及び実施内容

令和6年度に執行された財務に関する事務等が，法令等にのっとり適正に行われているかを主眼とし，抽出した関係書類について，岡山市監査基準に準拠して証憑突合，質問等の手法により監査を実施した。

## 4 監査の結果

監査した結果，事務処理について，改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが，おおむね適正に処理されていた。

なお，改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は，記述を省略した。

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二郎  
同 岡部宗茂  
同 藤原哲之  
同 福吉智徳

### 財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

### 記

#### 1 監査の対象及び範囲

##### (1) 宗教法人岡山神社

(市指定重要文化財岡山神社随神門保存修理補助金)

##### (2) 岡山芸術交流実行委員会

(岡山芸術交流実行委員会負担金)

令和5年度における財政援助に係る出納その他の事務

#### 2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和7年1月6日から令和7年2月28日まで

#### 3 監査の着眼点及び実施内容

岡山市の対象事業が、交付目的どおりに適正かつ効率的に執行されているか等を主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

#### 4 監査の結果

令和5年度における財政援助に係る出納及びその他出納に関連する事務について、関係書類を監査した結果、事業は計画及び交付条件に従って実施されているものと認められた。

また、事務処理については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二郎  
同 岡部宗茂  
同 藤原哲之  
同 福吉智徳

### 出資団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

### 記

#### 1 監査の対象及び範囲

一般社団法人岡山市老人クラブ連合会

令和5年度における出納事務及びその他出納に関連する事務

#### 2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和7年1月6日から令和7年2月28日まで

#### 3 監査の着眼点及び実施内容

前記団体の事業運営が、出資目的に沿って行われているかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

#### 4 監査の結果

令和5年度における出資事務及びその他出納に関連する事務について、関係書類を監査した結果、法人運営及び事業は、出資目的にのっとり実施されており、経営状況については良好であると認められた。

また、事務処理について、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項は、記述を省略した。

岡山市議会  
議長 田口裕士様

岡山市監査委員 重松浩二郎  
同 岡部宗茂  
同 藤原哲之  
同 福吉智徳

### 公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

#### 記

- 1 監査の対象（公の施設）及び範囲  
北長瀬未来ふれあいパートナーズ  
（北長瀬未来ふれあい総合公園）

令和5年度における公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務

- 2 監査の実施場所及び期間  
監査委員室

令和7年1月6日から令和7年2月28日まで

- 3 監査の着眼点及び実施内容

前記指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、協定書に沿って行われているかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

- 4 監査の結果

令和5年度における公の施設の指定管理業務の執行について、関係書類を監査した結果、施設は適切に管理されており、協定書や仕様書等に基づく義務の履行はおおむね適切に行われているものと認められた。

また、事務処理について、今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二郎  
同 岡部宗茂  
同 藤原哲之  
同 福吉智徳

随時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査（財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の監査）の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

1 監査対象及び範囲

区分	所管課	団体名	監査対象事務等
財政援助団体 監査	教育委員会事務局 生涯学習部 文化財課	宗教法人岡山神社	市指定重要文化財岡山神社随神門保存修理補助金
	市民生活局 スポーツ文化部 文化振興課	岡山芸術交流実行委員会	岡山芸術交流実行委員会負担金
出資団体監査	保健福祉局 高齢福祉部 高齢者福祉課	一般社団法人岡山市老人クラブ連合会	団体に対する出資者としての指導監督業務
公の施設の 指定管理者監査	北区役所 地域整備課（所管課）  都市整備局 都市・交通部 庭園都市推進課（所管元課）	北長瀬未来ふれあいパートナーズ	北長瀬未来ふれあい総合公園管理業務

## 2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和7年1月6日から令和7年2月28日まで

## 3 監査の着眼点及び実施内容

令和7年1, 2月に実施した財政援助団体等監査に伴い, 所管課の令和5年度の事務が, 法令等にのっとり適正に行われているかを主眼とし, 抽出した関係書類について, 岡山市監査基準に準拠して証憑突合, 質問等の手法により監査を実施した。

## 4 監査の結果

### (1) 補助金等の執行に係る所管課業務について

令和5年度における補助金等の執行に係る所管課業務について, 関係書類等を予備監査した。その結果, 改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったものの, おおむね適正に処理されていた。

### (2) 団体に対する出資者としての指導監督業務について

令和5年度における団体に対する出資者としての指導監督業務について, 関係書類等を予備監査した。その結果, 改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったものの, おおむね適正に処理されていた。

### (3) 公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について

令和5年度における公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について, 関係書類等を予備監査した。その結果, 今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったものの, おおむね適正に処理されていた。

なお, 改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は, 記述を省略した。

岡 就 第 6 5 1 号  
令和7年 3月 6日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和6年11月、12月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和6年11月、12月実施分）

就園管理課

**【指摘事項】**

収入事務について

令和6年9月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、延長保育事業認定こども園使用料において3万円余（収納率27.5%）、延長保育事業保育所使用料において5万円余（収納率27.1%）、幼稚園授業料において88万円余（収納率4.7%）認められました。

今後とも、これらの解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分のあるものについては、滞納繰越を生じないように要望します。

**【改善措置状況】**

滞納繰越分の延長保育事業認定こども園使用料、延長保育事業保育所使用料、幼稚園授業料につきましては、書面催告のほか、電話催告や在園児がいる場合には園長による催告を実施いたしました。その結果、延長保育事業保育所使用料及び幼稚園授業料について一部納付がありました。今後も、定期的な書面催告や継続した電話催告等を粘り強く実施することで滞納者との連絡を密にし、収納率の向上に努めてまいります。

また、現年度分については、対象となる延長保育事業認定こども園使用料、延長保育事業保育所使用料の収納率が近年99%台で推移しており、大半の方に納付していただいている状況です。今後も引き続き速やかな督促等の実施と口座振替の勧奨などを行い、滞納繰越が生じないように努めてまいります。

(参考)

(令和6年9月30日現在)

節	細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
児童福祉使用料	延長保育事業認定こども園 使用料（滞納繰越分）※	円 45,500	円 12,500	円 33,000	% 27.5
	延長保育事業保育所使用料 （滞納繰越分）	81,200	22,000	59,200	27.1
幼稚園使用料	幼稚園授業料（滞納繰越分）	929,100	43,800	885,300	4.7

(令和7年2月28日現在)

節	細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
児童福祉使用料	延長保育事業認定こども園 使用料（滞納繰越分）※	円 45,500	円 10,000	円 35,500	% 22.0
	延長保育事業保育所使用料 （滞納繰越分）	81,200	23,000	58,200	28.3
幼稚園使用料	幼稚園授業料（滞納繰越分）	929,100	60,550	868,550	6.5

※延長保育事業認定こども園使用料の滞納繰越分から現年度分に歳入更正をしたため、9月末時点の収入済額から2,500円減少。